

実務必携 刑事手続

～事件発生から判決まで：
実務家の活動と作成書類に即して～

清野 憲一 江見 健一 編著

宮村 啓太 塩野谷 高
西尾 健太郎 澁澤 敬造 著

地域・刑事実務研究会



立花書房

推薦のことば

法科大学院の開設後、大学における刑事訴訟法の授業は、実務、とりわけ判例を強く意識したものに変わった。これまで、刑事訴訟法の分野は実務と学界の距離が大きいと言われてきたが、少なくとも刑事訴訟法の教育面では、状況は大きく変わったといってよいと思われる。他方で、法科大学院の実務家教員の方からは、確かに、学生は判例やそれに関係する学説はよく知っているが、通常の刑事手続の流れを正確に理解していない者が多いというご指摘を何度も受けた。

もちろん、刑事訴訟法の授業においては、判例や学説を解説する前提として、刑事手続の基本的な内容について話すのであるが、それが身につけていないのは、おそらく、条文に沿って手続の流れを説明されたり、教科書の該当部分を読んだりしても、学生にとっては、それが無味乾燥で面白くないと感じられるからであろう。犯罪の発生から、捜査、公判を通じて、判決に至るまでの手続は、決して一直線に進む静的なものではなく、手続に関係する者の様々な活動が織りなすダイナミックなものなのであるが、残念ながら、実務経験のない研究者教員は、それを語る術を持っていない。

そうした中で、この度、かねてより学界とも関わりの深い、清野憲一検事と江見健一判事を編集代表者とする本書が刊行されることになった。本書は、架空の事件を素材として、犯罪の発生から判決に至るまで刑事手続がどのように動いていくのかを、多数の手続関係者の活動を基軸として描いたものである。

本書の特色の一つは、手続の流れに沿って、それぞれの段階で作成される捜査書類や訴訟書類が豊富に掲載されていることである。百聞は一見に如かずという言葉があるように、刑事手続において作成される書類についても、本体を見てみると、それに関わる問題が具体的にイメージできないことがしばしばある。本書は、学習者がそうしたイメージを形成するための最適な教材であるといえる。加えて、本書の特筆すべき点は、それぞれの書類の作成に至る過程が、単に事実の説明だけでなく、関係者の独白あるいは他者との会話の形で示されていることである。

このことは、手続の各段階で行われる請求、決定、さらには判決についても同様であり、それにより、手続の表面には出てこない、それぞれの判断に至る関係者の思考過程が手にとるようにわかるように工夫されている。さらに、関係者がなぜそのように考え発言したのかが実務家でないと理解しにくい部分については、個々に注釈が付されるなど、読者への周到な配慮がなされている。

現在、刑事訴訟法を学んでいる学生の皆さんはもちろんのこと、実務経験のない筆者のような刑事訴訟法の研究者にとっても、刑事手続の実情を知ることができる、まさに待望の一冊である。

令和7年(2025年)10月

東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕

はしがき

犯罪が発生すると、警察官が捜査を開始し、やがて犯人と思われる者が逮捕され、取調べが行われ、刑事裁判において、当事者が証人尋問をしたり、裁判所が判決を宣告するといった刑事手続の展開は、報道でもドラマや映画等でも取り上げられるから、多くの人がそうした場面や関係者の活動を想像することができると思われる。一方、大学等で刑事訴訟法を勉強してみると、多くの法律概念や条文に圧倒され、誰がどのように活動している場面なのか、その際にどのようなことを検討するのか、イメージした上で考えることは難しい。また、捜査や公判等の刑事手続において、実務家が、法令上の根拠を踏まえてどのようなことを考えて活動をしているのか、初学者には想像しにくい。

さらに、裁判員裁判が平成 21 年から実施されるようになって長期間が経過したが、評議において、裁判員に対し裁判官がどのような説明をしているかについては共通した理解が形成されているとはいえない。現在においても、評議室で法律家である裁判官が、法廷で述べられていない情報や解釈等を裁判員に対し説明して評議を進行するといった理解や期待の下に訴訟活動がされることもある。すなわち、法律概念の内容やそれが用いられる理由を説明することなく議論を展開したり、証拠に基づく事実認定のための推論の過程を説明しなかったり、従前から指摘されるような量刑事情の存在を指摘するのみで、それが何故、どの程度量刑に影響するのかを何ら説明しないといった訴訟活動も散見される。

そこで、事件発生から判決宣告に至るまで、捜査や公判に携わる実務家の実際の行動を明らかにし、その背景となる思考や理由を説明するような書籍があれば、学習者の理解を促進するとともに、実務家相互の理解も深まると考えられる。そのような書籍としては、平野龍一ほか「刑事訴訟法教材」（東京大学出版会・昭和 52 年）があり、長らく改訂を期待しているが、その兆しもうかがわれない。そうした状況を踏まえ、同書には到底及ばないかもしれないが、現在の実務を踏まえて、手続の展開の 1 例を示しておくことが、学習の便宜及び実務家の相互理解の観点から有益と考えられたことから、本書の執筆が企画された。

執筆に当たっては、警察、検察、弁護及び裁判の実務家が、架空のシナリオに基づいて、担当部分を作成し、意見交換をした上、事案に即した捜査書類や訴訟書類を作成し、更に意見交換を重ねるという手順によった。もっとも、もともと望みが高い内容のものである上、多数の関係者の多様な活動とそれに基づく多量の書面等の成果物を内容とするために事務量も増大しがちな本書の執筆は、編者らの非才もあって、著しく難航し、企画から発刊まで10年以上を要した。その間に、被害者保護法制が拡充されたり、拘禁刑が創設されるなど、根本部分に関わる法改正もあったことから、それに応じた原稿の修正を重ねた。現在も、デジタル化に向けた立法が行われ、その円滑な運営に向けた議論がされているが、書面で訴訟記録が構成されていることが維持されている段階で本書の刊行に至ることができたことには筆者ら一同胸を撫で下ろしている。

こうして本書が完成した。本書の特色としては、警察官や法曹三者が、それぞれの場面で何を意識してどのような考えの下に行動を選択し、活動しているのか、その「素顔」を描こうとした点にある。一般には明らかとならない裁判官室内の会話、評議室における評議の状況、検察官の検討や決裁の状況、弁護人の調査や接見の状況や、弁護戦略の策定を含む各場面での方針決定に当たっての考察、警察官の事件情報の獲得からその証拠化に至る活動等が具体的に伝わることを期待している。

本書は、警察官にとっては、捜査の展開の典型例を把握したり、捜査で得た証拠が公判段階でどのように用いられるかを理解する一助となると思われるし、刑事手続を学ぶ大学生や法科大学院生にとっては、刑事訴訟法が手続の中でどのように用いられるのかを知り、あるいは刑事訴訟法に基づいた手続を進めるためにどのような活動をすべきかを知り、学習をより深いものとするのが期待できる。そのほか、法律実務家にとっても、警察官や他の法律家がどのような思考に基づいてどのような活動をするのかを把握する1つの資料となると思われるし、法律家ではない一般読者にとっても、捜査から公判までの手続の実際において刑事訴訟法がどのように関わっているかを知る契機となると思われる。

本書の刊行に至るまでに、多くの方々からの御助力をいただいた。特に、早稲田大学の小川佳樹教授及び東京大学の成瀬剛教授から多くの御助言と応援を頂戴し、参考にさせていただくとともに、勇気を頂いた。そして、立花書房編集部の馬場野武

部長、中埜誠也係長には、企画段階から、強力な後押しを頂き、筆が進まない筆者らを激励し続けて頂いた。お二方の並々ならぬ熱意と努力がなければ、企画は霧消し、本書が世に出ることはなかったと思われる。東京大学の川出敏裕教授には、われわれの身に余る「推薦のことば」をいただいた。編者・筆者一同、厚く御礼申し上げます。

令和7年（2025年）10月

編著 清野 憲一
江見 健一

実務必携 刑事手続

～事件発生から判決まで：実務家の活動と作成書類に即して～

〈目 次〉

推薦のことば

はしがき

第1編 事件の発生・任意捜査の実施

第1章 事件の認知	3
【写真撮影報告書】	5
【被害者等人定事項等集約報告書】	9
【被害者等人定事項等集約報告書】	10
第2章 警察官による捜査の開始	11
【写真撮影報告書】	12
【診断書】	18
第3章 防犯カメラ映像の収集	19
【任意提出書】	20
【領置調書】	21
【還付請書】	22
【写真撮影報告書】	24

第4章	実況見分等の実施	31
	【実況見分調書】	32
	【実況見分調書】	40
	【実況見分調書】	47
	【実況見分調書】	57
	【被害届】	68
	【司法警察員面前調書】	70
	【司法警察員面前調書】	76
	【実況見分調書】	81
	【捜査関係事項照会書】	88
	【捜査関係事項照会回答書】	89
	【捜査関係事項照会書】	91
	【捜査関係事項照会回答書】	92
第5章	被疑者の浮上	93
	【写真撮影報告書】	94
	【捜査報告書】	97
	【写真撮影報告書】	99
第6章	検察官への事件相談	101
	【事件チャート】	102
第7章	令状請求	108
	【逮捕状請求書】	109
	【捜索差押許可状請求書】	111
	【逮捕状及び捜索差押許可状発付の審査】	112
	【逮捕状】	116
	【捜索差押許可状】	117

第2編 強制捜査の実施

第1章 被疑者の逮捕、捜索・差押え	121
【A2 弁解録取手続】	122
【弁解録取書】	131
【弁解録取書】	133
【取調べ状況報告書】	134
第2章 捜索・差押えの実施	135
【捜索差押調書】	136
【写真撮影報告書】	138
第3章 被疑者取調べの実施	143
【司法警察員面前調書】	143
【司法警察員面前調書】	146
第4章 検察庁への事件送致	150
【送致書】	151
【逮捕状】	153
【検察官による弁解録取書】	155
【検察官による弁解録取書】	157
【勾留請求書】	160
【接見禁止等請求書】	162
第5章 被疑者の勾留	163
【A1の勾留質問】	164
【勾留質問調書】	168
【勾留状】	169
【接見等禁止決定書】	171

第3編 勾留期間中の捜査

第1章 客観証拠に関する捜査	175
1 銀行等の捜査	175
2 通信履歴等の捜査1	175
【捜査報告書】	176
【差押許可状】	179
3 110番受報の確認	180
第2章 被害者・目撃者、被疑者の取調べ	181
1 被害者からの聴取	181
【検察官による被害者からの聴取手続】	181
【検察官面前調書】	192
2 目撃者からの事情聴取	196
【検察官面前調書】	197
3 被疑者の取調べ	201
【検察官面前調書】	202
【取調べ状況報告書】	207
第3章 勾留期間の延長	208
【勾留期間延長請求書】	209
【勾留期間延長の審査】	211
【勾留期間延長決定】	213

第4章	勾留期間延長後の捜査	214
1	参考人からの事情聴取	214
	【検察官面前調書】	215
2	消費者金融会社からの捜査関係事項照会回答の到着	218
	【捜査関係事項照会書】	219
	【捜査関係事項照会回答書】	220
3	通信履歴等の捜査2	221
	【捜索差押調書】	222
	【捜査報告書】	224
4	弁護士からの連絡	225
5	処理方針の説明と決裁	226
第5章	公訴の提起	234
	【起訴状】	235
	【接見禁止等請求書】	236
	【接見等禁止決定】	237

第4編 起訴前弁護活動

第1章 受任及び初回接見	241
【接見】	241
【被疑者ノート（一部記載項目を簡略化したもの）】	248
第2章 弁護人の複数選任請求	249
第3章 弁護人による事実調査	250
1 現場と防犯カメラ映像の調査	250
2 関係者からの事情聴取	252
第4章 勾留決定に対する準抗告	254
【準抗告申立書】	255
【準抗告の判断】	257
【決定書】	263
第5章 示談交渉の当否の検討、検察官との面談	265
1 示談交渉の当否に関する接見での打合せ	265
2 担当検察官との面会	266

第5編 公判前整理手続及び並行して進められる手続

第1章	裁判員裁判対象事件の受理に伴う手続	269
	【起訴状】	271
第2章	第1回打合せ期日	272
第3章	証明予定事実の提出及び証拠請求、証拠の開示	279
	【証明予定事実記載書(1)】	280
	【証拠等関係カード】	282
	【任意開示書】	284
第4章	請求証拠開示及び類型証拠開示請求	286
	【類型証拠開示請求書】	287
第5章	証拠一覧表の交付、類型証拠開示	288
第6章	共犯者の公判の準備	289
1	共犯者の事件の第2回打合せ	289
2	共犯者弁護人による予定主張の明示等	295
	【予定主張】	296
第7章	第1回公判前整理手続期日	297
1	被告人の事件の第1回公判前整理手続期日	297
2	裁判官室での検討	302

第8章	類型証拠開示、予定主張の明示	306
1	類型証拠開示	306
2	弁護人B1の被告人A1との打合せ、調査の実施	307
3	予定主張の明示、証拠意見、主張関連証拠開示請求	312
	【予定主張記載書面】	313
	【検察官請求証拠に対する弁護人の意見】	314
	【主張関連証拠開示請求書】	316
	【証言要旨記載書面】	317
	【主張関連証拠開示請求書に対する回答書】	319
第9章	第2回打合せ	320
第10章	整理の進行を踏まえた準備	328
1	裁判所の争点整理案及び公判審理計画案の作成	328
	【争点整理案】	328
	【審理計画案】	329
2	検察官の準備	330
	【証明予定事実記載書】	331
	【証人尋問請求書】	332
	【証人尋問の必要性に関する意見書】	333
3	弁護人の準備	335
	【証人尋問請求書】	336
第11章	第3回打合せ	337
第12章	共犯者の公判等	340

第 13 章	統合捜査報告書の作成等	341
1	統合捜査報告書の作成、証拠請求	341
	【統合捜査報告書①（現場の状況、防犯カメラ等）】（甲 30）	342
	【統合捜査報告書②（被害品の特定）】（甲 31）	345
	【統合捜査報告書③（被害者の負傷状況）】（甲 32）	346
	【統合捜査報告書④（A 1・A 2間の LINE トーク履歴）】（甲 33）	347
	【統合捜査報告書⑤（A 1の消費者金融業者からの借財状況）】（甲 34）	349
2	検察官の公判リハーサル	350
第 14 章	第 2 回公判前整理手続期日	351
第 15 章	保釈請求	358
	【保釈請求に対する判断】	358
第 16 章	検察官の証人テスト	362
	【A 2の証人テスト】	362
	【Wの証人テスト】	366
第 17 章	公判前整理手続が行われていない事件の公判準備	370

第6編 公判手続

第1章	裁判員選任手続	375
第2章	第1日目 冒頭手続及び冒頭陳述	380
1	準備	380
2	開廷・冒頭手続	384
3	冒頭陳述	387
	【検察官冒頭陳述メモ】	389
	【公判前整理手続の結果顕出】	392
第3章	書証の取調べ	396
	【統合捜査報告書①（甲30）の取調べ】	396
	【統合捜査報告書②（甲31）の取調べ】	398
	【統合捜査報告書③（甲32）の取調べ】	399
第4章	被害者の証人尋問	401
1	準備	401
2	検察官主尋問	403
3	弁護人反対尋問	418
4	裁判所補充尋問	422
第5章	目撃者の証人尋問等	426
1	証人尋問	426
2	321条1項2号書面の請求	437

第6章	第1日目の審理の振り返り等	441
第7章	第2日目 共犯者の証人尋問	446
1	検察官主尋問	448
2	弁護士反対尋問	459
3	裁判所補充尋問	462
第8章	目撃者の検察官調書の採否判断	464
第9章	被告人質問	469
1	弁護士主質問	469
2	検察官反対質問	478
3	裁判所補充質問	482
第10章	未整理証拠の整理	484
第11章	第2日目の審理の振り返り等	485
第12章	第3日目 論告・弁論、被告人の最終陳述	487
1	検察官の論告・求刑	489
	【論告メモ】	496
2	弁護人の弁論	498
	【弁護士スライド資料】	502
3	最終陳述、結審	503

第13章 評 議	504
1 導 入	504
2 証拠の振り返り、証拠から認められる事件の経過の整理	508
3 被告人の現場での関与の有無	511
4 被告人の共謀の成否及び内容	518
5 第4日目 量刑判断（1 量刑理論）	524
6 量刑判断（2 量刑検索システム）	527
【量刑グラフ】	528
【量刑グラフ（前科なし・傷害1か月以内）】	533
7 量刑判断（3 量刑事情）	535
8 評 決	544
第14章 判決宣告	553
1 判決原稿の確認	553
2 判決宣告	555
【判決書】	556
第15章 第一審判決後 控訴、判決の確定	561
索 引	563
編著者・著者等紹介	569

本書は、警察官や刑事法を学ぶ方々にとって、容易に、刑事手続全体の流れを理解できるようにすることに主眼を置いている。そのため、適宜、関係書類を省略したり、各種の報告書等、別紙や図表、契印や欄外印等を省略したりしている部分がある。

第1編

事件の発生・任意捜査の実施

第1章 事件の認知

第2章 警察官による捜査の開始

第3章 防犯カメラ映像の収集

第4章 実況見分等の実施

第5章 被疑者の浮上

第6章 検察官への事件相談

第7章 令状請求

第1章 事件の認知

写真撮影報告書 (p.5)、被害者等人定事項等集約報告書 (p.9)、被害者等人定事項等集約報告書 (p.10)

第2章 警察官による捜査の開始

写真撮影報告書 (p.12)、診断書 (p.18)

第3章 防犯カメラ映像の収集

任意提出書 (p.20)、領置調書 (p.21)、還付請書 (p.22)、写真撮影報告書 (p.24)

第4章 実況見分等の実施

実況見分調書 (p.32)、実況見分調書 (p.40)、実況見分調書 (p.47)、実況見分調書 (p.57)、被害届 (p.68)、司法警察員面前調書 (p.70)、司法警察員面前調書 (p.76)、実況見分調書 (p.81)、捜査関係事項照会書 (p.88)、捜査関係事項照会回答書 (p.89)、捜査関係事項照会書 (p.91)、捜査関係事項照会回答書 (p.92)

第5章 被疑者の浮上

写真撮影報告書 (p.94)、捜査報告書 (p.97)、写真撮影報告書 (p.99)

第6章 検察官への事件相談

事件チャート (p.102)

第7章 令状請求

逮捕状請求書 (p.109)、搜索差押許可状請求書 (p.111)、逮捕状及び搜索差押許可状発付の審査 (p.112)、逮捕状 (p.116)、搜索差押許可状 (p.117)

第1章 | 事件の認知

旭県警察本部通信指令課は、令和〇年1月20日午後11時33分、次のような110番通報を受理した。

「2人組の男に別の男の人が襲われて、バッグを奪われました。頭を蹴られて怪我をしているみたいです。旭市日の出町3丁目の、日の出駅から西に1キロくらいの住宅街です。私は、Wといます。」

通信指令課は、直ちに、日の出駅前交番に出動を指示するとともに、救急車の出動を要請した。

旭県警地域課日の出駅前交番勤務の巡查部長K6は、その指令を受け、直ちに同僚の巡查K7とパトカーで現場に向かい、通報から3分後に到着した。現場には、Vが後頭部を押さえて路上に座り込んでおり、その脇には30歳くらいでジャージ姿のWが心配そうに立っていた。K6が「すみません。大丈夫ですか。110番通報されたのはあなた方ですか。」と尋ねると、Vは、「通報をしてくれたのはこの方です。2人組の男に襲われました。いきなり背中を後ろから蹴られて、倒れたところに顔を殴られました。別の男から後頭部を蹴られました。すごく痛いです。ショルダーバッグを奪われました。私は不動産会社に勤めているんですが、バッグにはお客様の情報や自宅の鍵、財布が入っているんです。すぐに犯人を捕まえてください。」と答えた。

K6が見ると、Vの後頭部には血がにじんでおり、顔も腫れていた。Wは、「ジョギングをしていたら、声が出て、男がその人からバッグを奪おうとしており、もう1人の男がその人の頭を蹴って、2人でバッグを奪って逃げていきました。男の1人はやせていて、グレーのパーカーを着ていて、小柄でした。下は黒色のズボンをはいていたように思います。身長は165センチから170センチ程度でしょうか。

第2編

強制捜査の実施

第1章 被疑者の逮捕、搜索・差押え

第2章 搜索・差押えの実施

第3章 被疑者取調べの実施

第4章 検察庁への事件送致

第5章 被疑者の勾留

第1章 被疑者の逮捕、捜索・差押え

A 2 弁解録取手続 (p.122)、**弁解録取書** (p.131)、**弁解録取書** (p.133)、**取調べ状況報告書** (p.134)

第2章 捜索・差押えの実施

捜索差押調書 (p.136)、**写真撮影報告書** (p.138)

第3章 被疑者取調べの実施

司法警察員面前調書 (p.143)、**司法警察員面前調書** (p.146)

第4章 検察庁への事件送致

送致書 (p.151)、**逮捕状** (p.153)、**検察官による弁解録取書** (p.155)、**検察官による弁解録取書** (p.157)、**勾留請求書** (p.160)、**接見禁止等請求書** (p.162)、

第5章 被疑者の勾留

A 1 の勾留質問 (p.164)、**勾留質問調書** (p.168)、**勾留状** (p.169)、**接見等禁止決定書** (p.171)

第1章 被疑者の逮捕、捜索・差押え

K4らは、K3の指示を受け、1月30日午前6時、夕日工務店社員寮前で、被疑者兩名が出勤するところで職務質問をして逮捕する予定で張り込みをしたが、前日のA1の帰宅が確認できず、30日朝もA2しか社員寮から出て来なかったので、A2の逮捕を見合わせた¹。

K4らは、警察官十数名を周囲に配備して逃走防止体制を整えつつ、張り込みを継続したところ、同日午後6時頃、A1及びA2が連れだって帰寮した。K4らは、A1及びA2を呼び止め、「A1さんとA2さんですね。日の出警察署のものですが、少しお話かがえますか。」と声をかけ、社員寮内に入った後、兩名がA1及びA2に間違いないことを確認した上、それぞれに対し、強盗致傷事件について逮捕状が発付されている旨告げて逮捕状を示し²、A1及びA2を逮捕した。K4らは、その際、A1及びA2の身体を捜索し³、兩名の携帯電話機を差し押さえた。K4は、A1及びA2をそれぞれ別の捜査車両に乗車させた上、K5らに、夕日工務店社長Fを立会人として、A1ら方居宅の捜索の着手を指示するとともに、夕日工務店付近に到着していたK8らに電話をかけ、夕日工務店の事務所の捜索に着手するよう指示した。

K4らは、A1及びA2を日の出警察署に引致し、それぞれ取調室に入室させた。

1 共犯事件では、関係者を一斉に逮捕することができないと真相解明に困難を来すことが多いことから、A2のみの逮捕を見送った。

2 刑訴法 §201 I

3 刑訴法 §220 I ①

第3編

勾留期間中の捜査

第1章 客観証拠に関する捜査

第2章 被害者・目撃者、被疑者の取調べ

第3章 勾留期間の延長

第4章 勾留期間延長後の捜査

第5章 公訴の提起

第1章 客観証拠に関する捜査

1 銀行等の捜査

2 通信履歴等の捜査1

捜査報告書 (p.176)、**差押許可状** (p.179)

3 110番受報の確認

第2章 被害者・目撃者、被疑者の取調べ

1 被害者からの聴取

検察官による被害者からの聴取手続 (p.181)、**検察官面前調書** (p.192)

2 目撃者からの事情聴取

検察官面前調書 (p.197)

3 被疑者の取調べ

検察官面前調書 (p.202)、**取調べ状況報告書** (p.207)

第3章 勾留期間の延長

勾留期間延長請求書 (p.209)、**勾留期間延長の審査** (p.211)、**勾留期間延長決定** (p.213)

第4章 勾留期間延長後の捜査

1 参考人からの事情聴取

検察官面前調書 (p.215)

2 消費者金融会社からの捜査関係事項照会回答の到着

捜査関係事項照会書 (p.219)、**捜査関係事項照会回答書** (p.220)

3 通信履歴等の捜査2

搜索差押調書 (p.222)、**捜査報告書** (p.224)

4 弁護士からの連絡

5 処理方針の説明と決裁

第5章 公訴の提起

起訴状 (p.235)、**接見禁止等請求書** (p.236)、**接見等禁止決定** (p.237)

第1章 | 客観証拠に関する捜査

1 銀行等の捜査

K4は、被疑者兩名方から発見されたキャッシュカード、通帳を基に、被疑者兩名が口座を有する銀行に対する捜査関係事項照会を行ったところ、被疑者兩名は、毎月20万円程度の給料を受領しているものの、数日内にはほぼ全額を引き出していることが判明した。

また、返済明細を元に消費者金融会社数社に照会したが、結果はなかなか到着しなかった。

2 通信履歴等の捜査1

K3は、被疑者兩名から押収した携帯電話のデータを分析して報告書にまとめた上、裁判所から捜索差押許可状の発付を受け、携帯電話会社に対して、被疑者兩名の通話履歴等の差押えを行った。

第4編

起訴前弁護活動

第1章 受任及び初回接見

第2章 弁護人の複数選任請求

第3章 弁護人による事実調査

第4章 勾留決定に対する準抗告

第5章 示談交渉の当否の検討、検察官
との面談

第1章 受任及び初回接見

接見 (p.241)、**被疑者ノート (一部記載項目を簡略化したもの)** (p.248)

第2章 弁護人の複数選任請求

第3章 弁護人による事実調査

1 現場と防犯カメラ映像の調査

2 関係者からの事情聴取

第4章 勾留決定に対する準抗告

準抗告申立書 (p.255)、**準抗告の判断** (p.257)、**決定書** (p.263)

第5章 示談交渉の当否の検討、検察官との面談

1 示談交渉の当否に関する接見での打合せ

2 担当検察官との面会

第 1 章 | 受任及び初回接見

法テラスは、2月1日、裁判官の国選弁護人指名通知依頼を受け、A1と接見していた当番弁護士であるB4を国選弁護人に選任しようとした¹が、B4は急遽体調不良となって入院してしまったことから、国選弁護人を受任することができなくなった。国選弁護人契約弁護士の中からB1を指名して裁判所に通知し、裁判官は、B1をA1の国選弁護人に選任した。

B1は、2月1日、直ちに日の出警察署に行き、A1との初回接見をした。

【接見】

B1 はじめまして、弁護士のB1と申します。本日、A1さんの国選弁護人に選任されました。当番弁護士として接見したB4弁護士は体調不良で国選弁護をお受けできなくなったため、私が国選弁護人に選任されました。今後、よろしくお願いいたします。

A1 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

B1 今日は初めての接見ですので、色々とお聞きしたいことがあるのですが、その前にA1さんの方で確認しておきたいことはありますか²。

A1 何で私まで逮捕されたのでしょうか。これ

1地域による運用の違いもあるが、国選弁護人選任前に当番弁護士が出勤していた場合には、出勤した弁護士は法テラスに自らを国選弁護人候補に指名するよう要望することができるのが一般的である。当番弁護士として接見した弁護士がその後の弁護活動を継続するのが被疑者の利益に適うから、当番弁護士として出勤した弁護士は、自らが国選弁護人に選任されるよう要望すべきである。

2接見でまずは被疑者が何を不安や疑問に感じているかを最初に把握することは、その後のやり取りを円滑に進める上で有益である。

第5編

公判前整理手続及び並行して進められる手続

- 第1章 裁判員裁判対象事件の受理に伴う手続
- 第2章 第1回打合せ期日
- 第3章 証明予定事実の提出及び証拠請求、証拠の開示
- 第4章 請求証拠開示及び類型証拠開示請求
- 第5章 証拠一覧表の交付、類型証拠開示
- 第6章 共犯者の公判の準備
- 第7章 第1回公判前整理手続期日
- 第8章 類型証拠開示、予定主張の明示
- 第9章 第2回打合せ
- 第10章 整理の進行を踏まえた準備
- 第11章 第3回打合せ
- 第12章 共犯者の公判等
- 第13章 統合捜査報告書の作成等
- 第14章 第2回公判前整理手続期日
- 第15章 保釈請求
- 第16章 検察官の証人テスト
- 第17章 公判前整理手続が行われていない事件の公判準備

- 第1章 裁判員裁判対象事件の公判請求に伴う手続
起訴状 (p.271)
- 第2章 第1回打合せ期日
- 第3章 証明予定事実の提出及び証拠請求、証拠の開示
証明予定事実記載書① (p.280)、証拠等関係カード (p.282)、任意開示書 (p.284)
- 第4章 請求証拠開示及び類型証拠開示請求
類型証拠開示請求書 (p.287)
- 第5章 証拠一覧表の交付、類型証拠開示
- 第6章 共犯者の公判の準備
 - 1 共犯者の事件の第2回打合せ
 - 2 共犯者弁護人による予定主張の明示等
予定主張 (p.296)
- 第7章 第1回公判前整理手続期日
 - 1 被告人の事件の第1回公判前整理手続期日
 - 2 裁判官室での検討
- 第8章 類型証拠開示、予定主張の明示
 - 1 類型証拠開示
 - 2 弁護人B1の被告人A1との打合せ、調査の実施
 - 3 予定主張の明示、証拠意見、主張関連証拠開示請求
予定主張記載書面 (p.313)、検察官請求証拠に対する弁護人の意見 (p.314)、
主張関連証拠開示請求書 (p.316)、証言要旨記載書面 (p.317)、主張関連証拠
開示請求書に対する回答書 (p.319)
- 第9章 第2回打合せ
- 第10章 整理の進行を踏まえた準備
 - 1 裁判所の争点整理案及び公判審理計画案の作成
争点整理案 (p.328)、審理計画案 (p.329)
 - 2 検察官の準備
証明予定事実記載書 (p.331)、証人尋問請求書 (p.332)、証人尋問の必要性に
関する意見書 (p.333)
 - 3 弁護人の準備
証人尋問請求書 (p.336)
- 第11章 第3回打合せ
- 第12章 共犯者の公判等
- 第13章 統合捜査報告書の作成等
 - 1 統合捜査報告書の作成、証拠請求
統合捜査報告書①(現場の状況、防犯カメラ等)(甲30)(p.342)、統合捜査報
告書②(被害品の特定)【(甲31)(p.345)、統合捜査報告書③(被害者の負傷
状況)(甲32)(p.346)、統合捜査報告書④(A1・A2間のLINEトーク履歴)
(甲33)(p.347)、統合捜査報告書⑤(A1の消費者金融業者からの借財状況)(甲
34)(p.349)
 - 2 検察官の公判リハーサル
- 第14章 第2回公判前整理手続期日
- 第15章 保釈請求
保釈請求に対する判断 (p.358)
- 第16章 検察官の証人テスト
A2の証人テスト (362)、Wの証人テスト (366)
- 第17章 公判前整理手続が行われていない事件の公判準備

第 1 章 裁判員裁判対象事件の受理に伴う手続

【旭地方裁判所第 1 刑事部裁判官室】

C 1 (書記官) 新件が来ました。裁判員裁判対象事件です。これは起訴状のコピーです。

J 3 (左陪席裁判官) ありがとうございます。強盗致傷事件ですね。1 件 2 名の事件ですか。公判前整理手続の付決定¹²をしましょう。

C 1 もう準備してあります。

J 3 さすが。仕事が速いですね。

J 1 (裁判長) 1 件 2 名だと、被告人達の応訴方針を踏まえて弁論の併合・分離³の判断もしなければいけないから、早く打合せをしましょう。今日は火曜日だから、2 月 27 日の月曜日辺りに打合せができるといいですね。

C 1 検察官や弁護士⁴の予定を聴いてみますね。
(中略)

C 1 検察官も、両被告人の弁護士も、27 日の月曜日、午後 1 時 30 分から予定は空いているそうです。打合せの部屋も確保できます。

J 1 よかった。それでは、その日にやりましょう。どんな事件ですか。

J 3 路上での強盗致傷事件です。管轄は、犯罪

1 裁判員法 §49、刑訴法 §316 の 2。公判前整理手続に付するには、当事者の意見を聞かなければならないが、裁判員裁判対象事件では、公判前整理手続が必要であるから、意見を聴いていない。

2 公判前整理手続は、第 1 回公判期日前の段階であり、公判期日でもないのに、訴因や罰条に関する釈明、争点整理、証拠請求の手続、証拠請求に対する意見の聴取、証拠請求に対する採否の決定、公判期日の指定等を行うことができる(刑訴法 §316 の 5)。公判前整理手続では、これらの手続を進めて、争点整理、証拠整理をした上で、審理計画を策定することが目標となる。

3 刑訴法 §313

4 捜査段階の弁護士であった B 1、B 2 は、引き続き A 1 の国選弁護士となり、B 3 は、引き続き A 2 の国選弁護士となる(刑訴法 §32)。

第6編

公判手続

- 第1章 裁判員選任手続
- 第2章 第1日目 冒頭手続及び冒頭陳述
- 第3章 書証の取調べ
- 第4章 被害者の証人尋問
- 第5章 目撃者の証人尋問等
- 第6章 第1日目の審理の振り返り等
- 第7章 第2日目 共犯者の証人尋問
- 第8章 目撃者の検察官調書の採否判断
- 第9章 被告人質問
- 第10章 未整理証拠の整理
- 第11章 第2日目の審理の振り返り等
- 第12章 第3日目 論告・弁論、被告人の最終陳述
- 第13章 評 議
- 第14章 判決宣告
- 第15章 第一審判決後 控訴、判決の確定

第1章 裁判員選任手続

第2章 第1日目 冒頭手続及び冒頭陳述

- 1 準備
- 2 開廷・冒頭手続
- 3 冒頭陳述

検察官冒頭陳述メモ (p.389)、公判前整理手続の結果顕出 (p.392)

第3章 書証の取調べ

統合捜査報告書① (甲30) の取調べ (p.396)、統合捜査報告書② (甲31) の取調べ (p.398)、統合捜査報告書③ (甲32) の取調べ (p.399)

第4章 被害者の証人尋問

- 1 準備
- 2 検察官主尋問
- 3 弁護士反対尋問
- 4 裁判所補充尋問

第5章 目撃者の証人尋問等

- 1 証人尋問
- 2 321条1項2号書面の請求

第6章 第1日目の審理の振り返り等

第7章 第2日目 共犯者の証人尋問

- 1 検察官主尋問
- 2 弁護士反対尋問
- 3 裁判所補充尋問

第8章 目撃者の検察官調書の採否判断

第9章 被告人質問

- 1 弁護士主質問
- 2 検察官反対質問
- 3 裁判所補充質問

第10章 未整理証拠の整理

第11章 第2日目の審理の振り返り等

第12章 第3日目 論告・弁論、被告人の最終陳述

- 1 検察官の論告・求刑
論告メモ (p.496)
- 2 弁護人の弁論
弁護人スライド資料 (p.502)
- 3 最終陳述、結審

第13章 評議

- 1 導入
- 2 証拠の振り返り、証拠から認められる事件の経過の整理
- 3 被告人の現場での関与の有無
- 4 被告人の共謀の成否及び内容
- 5 第4日目 量刑判断 (1 量刑理論)
- 6 量刑判断 (2 量刑検索システム)
量刑グラフ (p.528)、量刑グラフ (前科なし・傷害1か月以内) (p.533)
- 7 量刑判断 (3 量刑事情)
- 8 評決

第14章 判決宣告

- 1 判決原稿の確認
- 2 判決宣告
判決書 (p.556)

第15章 第一審判決後 控訴、判決の確定

第1章 裁判員選任手続

7月7日(金)午前9時30分から旭地方裁判所選任手続室で裁判員選任手続が行われ、6人の裁判員S1からS6まで、2名の補充裁判員S7、S8が選任された。

裁判長J1は、選任された裁判員及び補充裁判員に対し、必要な説明(裁判員法S39I)をした上、宣誓(同条II)の手続をした。

【選任手続室】

J1 皆さんは、この事件の裁判員に選任されました。これから、私たち裁判官と一緒に裁判を行うこととなります。どうかよろしく願います。

まず、皆さんに裁判に参加していただくに当たって、予め知っておいていただきたい裁判のルールを説明いたします。

裁判は、被告人が起訴状に書かれている犯罪を本当に行ったかどうかを判断するために行われます。

被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければいけません[■]。新聞やテレビ、ネットなどで見たり聞いたりしたことは、証拠ではありません。また、検察官や弁護人は、事実がどうかであったか、証拠をどのように見るべきかについて、意見を述べます。これも裁判員の皆さんと裁

■証拠裁判主義

索引

〈あ〉

アリバイ 298, 303
異議 337, 353, 355, 403, 406, 429, 431, 432,
438, 448, 451, 468, 479, 480, 504
一問一答 363, 401
引致 121
打合せ 272, 276, 328, 337, 341, 371
打合せ期日 272
閲覧 370, 371, 405
押収品目録 137, 223
応訴方針 273
応報刑 525
乙号証 281

〈か〉

開示 341, 370, 371
開廷宣言 384
科捜研 (→科学捜査研究所) 104
科学捜査研究所 104
ガサ 105
管轄 269
間接事実 299, 330
鑑定 104, 106, 303
還付請書 22
顔貌鑑定 104, 106
期日指定 293, 338
偽証の制裁の告知 402
起訴決裁 226
起訴状 226, 235, 381, 505, 554
起訴状謄本の送達 272
起訴状朗読 370, 385
求刑 233, 340, 489

供述調書 67, 143, 186, 188, 189, 245, 290, 299,
306, 307, 368, 466
供述の信用性 180, 491
共謀 228, 381, 386, 388, 394, 451, 489, 491,
499, 508, 522, 557
共謀共同正犯 188
議論にわたる尋問 480
グラウンドルール 183
契印 114
計画性 531
刑の執行猶予 529
K S 102
ケース・セオリー 277, 309
結果 525
決裁 226
結審 372, 503
決定書 263
検察官請求証拠 275, 295, 312
検察官調書 188, 338, 467
検察官に対する供述調書 (→検察官調書) 432
検察官冒頭陳述メモ 389
検察官面前調書 181, 192, 196, 197, 201, 202,
214, 215, 306, 308, 438
現場共謀 232, 311, 320
勾引 306, 334, 369
行確 103
合議 298, 546
合議体 270
甲号証 281
交互尋問 403
合議体 270
控訴 448, 555, 561
公訴時効 270
公訴事実 381, 505, 554
公訴提起 370
公判期日 325, 339, 370
公判請求 226, 233, 234

公判前整理手続 269, 275, 302, 303, 370, 390
公判前整理手続期日 276, 294, 297, 337, 339,
340, 351, 359
公判前整理手続の結果顯出 325, 392
公判前整理手続の終結 360
勾留 132, 159, 160, 253, 371
勾留期間延長 208
勾留期間延長決定 213
勾留期間延長請求書 209
勾留質問 164, 243
勾留質問調書 168
勾留状 163, 167, 169, 242, 258, 358
勾留請求 123
勾留請求書 160
勾留通知 163
勾留の必要性 163, 256, 261, 262
勾留場所 163
国選弁護士 129, 133, 155, 163, 241, 249, 269
誤導尋問 412, 431

〈さ〉

罪刑の均衡 525
最終陳述 484, 503
再主尋問 420, 461
罪証隠滅のおそれ 262, 360
罪状認否 386
裁判員 191, 375, 378, 548
裁判員候補者 300
裁判員候補者の選定 293, 339
裁判員候補者の呼び出し 300
裁判員裁判 190
裁判員選任手続 375
裁判員の権限 376
裁判官 548
裁判所書記官 108, 112, 163, 384
裁量保釈 360
差押え 175

差押許可状 178, 179, 221, 222
差し押さえるべき物 114
3 C 363
しかるべく 337
時間制限 (勾留請求の) 163, 258
事件相談 101
事件送致 150
事後審 262
事実調査 (弁護士による) 250
事実認定 231
事実の同一性 (逮捕と勾留の) 163
事前共謀 228, 232, 311, 320, 331, 355
示談交渉 265
実況見分 17, 31, 46, 80, 397
実況見分調書 32, 40, 47, 57, 81, 198
実行共同正犯 188
執行猶予 547, 548, 549
司法警察員面前調書 70, 76, 143, 146
写真撮影報告書 5, 12, 24, 94, 99, 138
遮蔽 334, 335, 353, 368, 426
自由再生供述 183
重複尋問 480
主質問 469
主尋問 403, 422, 448
主張関連証拠 286, 302, 316, 319, 320
主張明示義務 286
出席義務 377
出頭カード 401
受任 241
主任弁護士 420
守秘義務 242, 377
準抗告 253, 254, 257, 262
準抗告申立書 255
召喚 306
証言 191, 366, 369, 388, 498, 508
証言要旨記載書面 317
証拠意見 289, 299, 320, 341, 370, 371

証拠一覧表 277, 288, 289, 298
 証拠決定 353, 468
 証拠決定に対する異議 468
 証拠構造 300
 証拠構造型 274, 330, 337
 証拠裁判主義 375
 証拠調べ 356
 証拠調べに関する異議 353
 証拠請求 272, 283, 289, 298, 338, 341, 351, 370
 証拠整理 303, 304
 証拠等関係カード 279, 282, 283, 300, 358
 証拠の採用決定 352
 証拠の統合 294, 323
 証拠物又は押収すべき物 114
 証拠方法 300, 330
 証拠保全 251
 証拠分け 272
 情状証人 275, 290, 371
 証人尋問 290, 299, 300, 334, 338, 362, 401,
 426, 440, 446
 証人尋問請求書 332, 336
 証人テスト 340, 362, 363, 365
 抄本化 323
 証明予定事実 272, 274, 279, 289, 298, 300, 302,
 321, 328, 337, 351, 358
 証明予定事実記載書 279, 280, 331
 書画カメラ 406
 職務質問 121
 書証 337
 書証の取調べ 290, 300, 323, 325, 393, 396
 職権発動の促し 403
 資力申告書 123, 129, 167
 人証 290
 心情に関する意見陳述 293
 診断書 18, 87
 人定質問 297, 370, 384, 402, 426, 448, 469
 人定の認定 113
 尋問技術 401
 信用性 354, 466
 審理計画 294, 304, 326, 329, 338, 356, 359, 371
 推認 492
 推認力 330, 352
 請求証拠開示 286, 302
 責任主義 525
 責任能力 273, 298, 303
 接見 241, 273, 289, 307, 371
 接見等禁止 159, 163, 234, 247, 258
 接見等禁止決定 167, 237
 接見等禁止決定書 171
 接見禁止等請求書 162, 236
 捜査報告書 176
 宣誓 365, 375, 377, 402, 426, 448, 469
 宣誓義務 377
 宣誓書 401
 選任手続(裁判員) 291, 300, 325, 338, 375
 交互尋問 469
 捜査関係事項照会 87, 88, 90, 91, 175, 218, 219
 捜査関係事項照会回答書 89, 92, 220
 捜査関係事項照会書 88, 91, 219
 捜索 107, 121
 捜索差押え 96, 135, 136
 捜索差押許可状 108, 112, 136, 139, 175, 345,
 398
 捜索差押許可状請求書 111
 捜索差押調書 136, 222
 捜査の端緒 226
 捜査報告書 97, 224, 395
 相対的特信情况 437
 送致書 151
 争点 299, 322, 352, 357, 388
 争点整理 303, 304
 争点整理案 294, 326, 328, 337, 351, 359
 相反供述 434, 465
 相反性 324, 431, 464

訴訟指揮権 403

訴訟条件 270

訴訟費用 552

〈た〉

逮捕 96, 107, 121, 125

逮捕状 108, 116, 121, 150, 153, 163

逮捕状請求書 109

逮捕の必要性 114

弾劾 354

通常逮捕状 112

提示命令 439

同意 289, 295, 351, 371, 441

同一性確認のための誘導尋問 409, 415, 435

動機 493, 525

統合証拠 300, 339

統合捜査報告書 341, 342, 345, 346, 347, 349,
396, 398, 399, 506

謄写（記録の） 298, 371

当番弁護 166

当番弁護士 124, 241

逃亡のおそれ 254, 256, 261, 262

特信情況、特に信用すべき状況 324, 438

独任制官庁 226

取調べ 67, 143, 181, 190, 201, 225, 233, 243,
244, 366

取調べ状況報告書 134, 207

取調べの基本原則 183

〈な〉

2号書面（321条1項2号書面） 308, 324, 437

任意開示 277, 286, 298

任意開示書 284

任意提出 19

任意提出書 20

〈は〉

判決書 523, 552, 553, 556

判決宣告 291, 340, 551, 552, 553, 555

判決宣告期日 503

犯行態様 493, 525

犯罪の嫌疑 163

犯罪類型 494, 526

反対質問 478

反対尋問 363, 418, 422, 439, 441, 459

犯人性 103, 106, 113, 226, 230, 259

被害者参加 293

被害届 67, 68

引き込みの危険 233, 259

被疑事実 113

被疑者 103, 137, 223

被疑者国選弁護 154, 371

被疑者国選弁護人 166, 258, 304

被疑者取調べ 143

被疑者ノート 246, 248

被疑者の勾留 163

被告人質問 290, 300, 338, 356, 372, 393, 440,
469

被告人の自白 281

被告人の出頭権 278

必要性（証拠の） 465, 467

110番受報 180

評議 378, 444, 504, 523, 536, 553

評決 544, 546

複数選任（弁護人の） 249

弁解録取 122, 130, 154, 243, 259

弁解録取書 131, 133, 155, 157

弁解録取手続 122

弁護人 122, 123, 132, 165

弁償 538

弁論 370, 484, 487, 498, 524

弁論の分離 269, 273, 274, 360

弁論の併合・分離 269
法益 530
 法益侵害 493
暴行 510
傍聴 302, 426
法テラス 241
冒頭陳述 291, 324, 370, 371, 380, 386, 387,
 388, 390, 394, 443, 447
冒頭手続 291, 300, 325, 380, 384
ホシ 103
保釈 253, 358, 367
 保釈請求 358
補充裁判員 338, 375, 378
補充尋問 421, 422, 462, 482

〈ま〉

マル害 103
マル被 101
マル目 104
未決勾留日数の本刑算入 552
未整理証拠の整理 484
黙秘 246
 黙秘権 244, 351, 469
 黙秘権告知 298, 385
物語型 274

〈や〉

夜間執行 112, 114
やむを得ない事由 212
有効期間（令状の）112
誘導尋問 403, 404, 406, 414, 418, 432, 448
 記憶喚起のための誘導尋問 414
 供述明確化のための誘導尋問 409, 412, 427
予定主張 275, 289, 295, 296, 302, 312, 320,
 323, 328, 351
 予定主張記載書面 296, 313

〈ら〉

ラポール 181
立証構造 321
立証趣旨 283, 300
立証責任 376
リハーサル 350
略語 283
量刑 290, 291, 326, 388, 448, 524, 526, 535
 量刑グラフ 326, 528, 533
 量刑傾向 531, 544
 量刑事情 535
 量刑理論 524
量刑検索システム 326, 527, 531, 544
領置調書 21
類型証拠 289
 類型証拠開示 273, 275, 277, 286, 288, 298,
 300, 302, 306
 類型証拠開示請求書 287
録音・録画 122
論告 370, 484, 487, 489, 524, 525
論告弁論 291, 325
論告メモ 496, 535

〔編著者・著者等紹介〕（令和7年11月現在）

〈編著者〉

清野 憲一（高松地方検察庁検事正、元最高検察庁検事、元法務総合研究所研修第一部長、元警察庁暴力団排除対策官等）

江見 健一（さいたま地方裁判所部総括判事、元早稲田大学法科大学院教授等）

〈著者〉

宮村 啓太（宮村・井桁法律事務所弁護士、中央大学法科大学院特任教授、元司法研修所教官（刑事弁護）等）

塩野谷 高（名古屋地方検察庁総務部長、元早稲田大学・上智大学法科大学院教授等）

西尾 健太郎（仙台地方検察庁特別刑事部長、元早稲田大学・上智大学法科大学院教授等）

澁澤 敬造（株式会社交通事故調査澁澤事務所長、元警察庁指定広域技能指導官（交通鑑識）、元宮城県警察本部交通鑑識技能指導官等）

地域・刑事実務研究会

なお、本書における各種撮影や校正等につき、株式会社立花書房総務部の小泉純理部長、編集部の本山進也参与、濱崎寛美係長、編集部兼営業部の下村大志係長、株式会社加藤文明社営業統括本部営業1部営業1課鈴木翔大主任、wisdom 岡橋武則代表等にお世話になった。

実務必携シリーズ（「部内用」は、書店では御購入いただけません。司法警察員がいる御所属への送付のみになります。）

業務上過失事件捜査実務必携 ～過失の構造から犯罪事実記載例まで～ A 5判・並製 1392頁
定価 7590 円
(本体6900円＋税10%)

自動車事故犯罪事実作成実務必携〔第3版〕
～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～ A 5判・並製 1088頁
定価 5170 円
(本体4700円＋税10%)

交通事故実況見分調書作成実務必携
～交通事故実況見分のポイント～ A 5判・並製 544頁
定価 4180 円
(本体3800円＋税10%)

(部内用)

交通事故・事件一件書類作成実務必携〔第3版〕
～強制捜査事件から在宅（任意）事件まで～ A 5判・並製 1744頁
定価 6270 円
(本体5700円＋税10%)

(部内用)

捜査手続実務必携 ～擬律判断から捜査書類作成まで～ A 5判・ビニール上製 768頁
定価 3038 円
(本体2762円＋税10%)

(部内用)

交通捜査・鑑識実務必携 ～交通捜査官から交通鑑識官まで～ A 5判・ビニール上製 496頁
定価 2530 円
(本体2300円＋税10%)

(部内用)

供述調書作成実務必携〔第2版〕 ～地域警察官から刑事警察官まで～ A 5判・ビニール上製 1200頁
定価 4400 円
(本体4000円＋税10%)

(部内用)

第一線 捜査書類作成実務必携 ～書式記載要領から具体的記載例まで～ A 6判・ビニール上製 416頁
定価 2200 円
(本体2000円＋税10%)

(部内用)

地域警察官実務必携 ～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～ A 5判・ビニール上製 1280頁
定価 4290 円
(本体3900円＋税10%)

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

実務必携 刑事手続

～事件発生から判決まで：実務家の活動と作成書類に即して～

令和7年12月15日 第1刷発行

令和8年2月15日 第2刷発行

編著者 清野 憲一 江見 健一
著者 宮村 啓太 塩野谷 高
西尾 健太郎 澁澤 敬造
地域・刑事実務研究会
発行者 橘 茂 雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561 (代表)
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2025 清野・江見・宮村・塩野谷・西尾・澁澤・地域・刑事実務研究会 wisdom・加藤文研社

乱丁・落丁の際は本社でお取替いたします。